

設置許可申請手続

山口きらら博記念公園への公園施設の設置許可申請にあたっては、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則のほか、山口県立都市公園条例及び山口県立都市公園条例施行規則に沿って、以下の手続が必要となります。

1 申請書の提出

次の書類を、工事着手前に山口きらら博記念公園交流拠点化推進室へ提出します。

●公園施設設置許可申請書

- 添付書類
- 1 公園施設の位置を表示する図面(縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)
 - 2 公園施設の平面図、立面図及び構造図(縮尺 200 分の 1 以上のもの)
 - 3 設計書
 - 4 仕様書

●減免申請書(使用料の減免を申し出る場合)

2 使用料の納入

県による審査後に、申請者へ都市公園施設設置許可書が通知されます。許可書へ記載されている使用料について、指定期間までに同封されている納入通知書により、指定の金融機関で納付する必要があります。

【参考】

(1) 支払期限等について

- ・毎年4月30日(土曜日、日曜日及び祝日の場合はその前日)
- ※ただし、初年度については県が指定する日となります。

(2) 使用料金設定について

- ・使用料の金額は、土地価格の評価替により改定される場合があり、その際は改定後の金額が適用されます。
- ・評価替は3年毎に行われ、次回の評価替による使用料改定は、令和10年度分から適用されます。

(3) 減免について

- ・施設利用者の利便を図るために設置され、かつ、公園の効用を発揮するために必要と認められる場合には、75%の範囲内で使用料を減免することができます。
- ・その場合、公園施設設置許可申請書に加えて、減免申請書を提出する必要があります。

3 許可期間等

許可期間は10年以内ですが、事業者の運営に課題がなく、かつ事業者が事業の継続を求める場合は、県と協議の上、再度公園施設設置許可申請を行うことで、設置許可を更新することができます。

(事業継続による設置許可の更新を行う場合も、期間は10年以内です。)

4 その他

(1) 許可の取り消し

- ・本要領の記載事項に違反する営業を行った場合や、公共の空間としてふさわしくない営業が認められた場合は、許可を取り消す場合があります。
- ・許可が取り消された場合の損失補償の請求には一切応じられません。

(2) 原状回復義務

- ・許可の更新を希望しない場合は、許可期間が満了する期日までに原状回復（建物等の撤去）する必要があります。
- ・（1）により許可が取り消された場合は、指定する期日までに原状回復する必要があります。

(3) 建築工事の施工

- ・供用中の公園での施工となることから、着手前に工事中の安全対策など別途指示する事項を記載した施工計画書を提出し了承を得るものとし、建築工事を請け負う者に記載内容を遵守させなければなりません。

(4) 建物の改築

- ・建物（外構含む）の改築を行う場合は、設置許可の変更申請を行う必要があります。

(5) 指定管理者及び他事業者との連携等

- ・山口きらら博記念公園は、指定管理者及び、設置許可を受けた複数の事業者により管理・運営されており、相互に協調を図るために、指定管理者等との連携調整を密にし、他の公園利用との調整に協力すること。